

神奈川県が保護した動物の取扱いに関する検討会概要

【傍聴人1名】

議題1 譲渡適性等を判断するための手順の検討会案について（資料）

資料に基づき事務局から説明

論点1 譲渡する前に動物保護センターでの重篤な感染症の有無の確認について

委員 神奈川県動物保護センター登録ボランティアは感染症のリスクを承知の上で動物保護センターから動物を引き出しているため、自己責任と考える。

なお、感染症に係る教育を登録ボランティアにすることが大切であると考えます。

委員 全ての検査を動物保護センターで行う必要はあるのか。何をもってして重篤と判断するのか。

委員 人獣共通感染症などのように人に対する影響に配慮したものと動物自体を守るためのものとの2つの観点から考えるとよいのではないかと。

委員 今回の譲渡適性等を判断するための手順はマニュアルではなく、県の運用の方向性を決めるためのガイドラインとしての位置づけという理解でよいかと。

全委員 よいと考える。

委員 保護犬猫の全頭を検査するのか、譲渡対象となった動物のみ感染症の有無を確認するのか。

委員 県民への譲渡前は動物保護センターで感染症の検査をやるべきだと考えるが、ボランティアに譲渡する場合は、基本はボランティアの自己責任でやるべきではないかと。

委員 予後の判断の前に感染症の有無を確認すべきではないかと。

委員 感染症の有無の確認も含めて、動物保護センターで譲渡の適不適を判断するということがよいかと。

全委員 よい。

論点2 譲渡について

(1) 県民に直接譲渡できる動物かどうかは、まずは動物保護センターで判断し、一定期間、譲渡できない動物は登録ボランティアへの譲渡も可とすることについて

委員 譲渡に適した動物を登録ボランティア経由で譲渡するのではなく、広く飼い主を募集した方がよいのではないかと。

そして、一定期間経っても飼い主が見つからない場合に登録ボランティアに譲渡すればよいのではないかと。

なお、原則、避妊又は去勢手術後に譲渡することになっているが、高齢で状態が悪い場合はなかなか手術ができず譲渡が進まないため、譲渡後に飼い主に手術を任せることにしてもよいのではないかと。

委員 猫についても、白血病の場合は動物保護センターでなかなか避妊又は去勢手術を実施できず、譲渡が進まない。

委員 あまり厳密に決めてしまうと運用が難しくなるため、例外規定を設ければよいのではないか。

委員 原則、避妊又は去勢手術をしてから譲渡するが、例外も認めるということによいか。

全委員 よい。

(2) 状態が悪い動物の登録ボランティアへの譲渡について

委員 安楽死処置対象の動物は、助言者の意見を総合的に踏まえ、動物保護センター所長が決定し、安楽死処置を行う際は原則、登録ボランティアへ連絡することとするが、緊急を要する場合は、事後連絡も認めるということは異論ないか。

委員 状態が悪いとはどのようなものを想定しているか。

委員 例えば他の自治体で問題となったブルセラ症が挙げられる。

委員 安楽死処置実施の連絡については全ボランティアに連絡する必要はないのではないか。そのような話を聞きたくない方もいる。また、緊急を要する場合は事後連絡もやむを得ないのではないか。

委員 カルテを開示できるようにしておいたり、問題行動を理由とした安楽死処置の場合は、動物の様子を撮影したものの記録をとっておき、開示できるようにしておけばよいのではないか。

対応可能なボランティアを探すも、なお見つからない場合に安楽死処置の対象となるならば、資料中の「登録ボランティアには譲渡せず」という文言は削除した方がよいのではないか。

委員 ここで表現している安楽死処置を行う際の連絡というものは、譲渡を希望するかの確認の連絡ではなく、安楽死処置をすることの連絡ということであれば、このような連絡は登録ボランティアとしては、もらいたいものと考えるか。

委員 連絡はいただきたい。

委員 登録ボランティアの委員が連絡をいただきたいとのことなので、安楽死処置を行う際は連絡することとしてよいと考えるがいかがか。

全委員 よい。

論点3 動物保護センターへの助言者について

(1) 動物保護センター所長のみが判断する項目に、助言者として臨床獣医師（又は行動学専門家）及び犬猫の代表的な登録ボランティア（2団体ずつ）の追加について

委員 代表の登録ボランティアの決め方の案として、検討会委員就任歴や動物保護センターからの動物引出実績等をふまえ、総合的に決定し、任期は1年ごとに継続の有無を確認する、という意見が委員から出ている。

委員 動物保護センター所長が決めるという文言は、あたかも動物保護センター所長個人が判断すると読めてしまう。

委員 動物保護センター所長が決めるというものは、その過程で助言者等の意見を踏まえて決めるというものであり、それを分かりやすい表現にするとよいと考える。

委員 助言者の任命基準として緊急時に対応できることも条件に入れるべきではないか。動物が交通事故にあった等、緊急を要する場合もある。

委員 助言者として臨床獣医師（又は行動学専門家）及び犬猫の代表的な登録ボランティア（2団体ずつ）を追加すること及び代表ボランティアの選考方法に異論ないか。

全委員 異論なし。

(2) 乳飲み猫等、緊急時にはすみやかに全登録ボランティアに連絡することについて

委員 全登録ボランティアに連絡するか、対応可能な登録ボランティアのみに連絡するかの2つの案が出ており、対応可能な登録ボランティアのみに連絡する場合は、月1回程度、全登録ボランティアに情報開示するという案が委員から出ている。

委員 全登録ボランティアというよりは、以前のボランティア通信の制度のように、県民向けに定期的にホームページで開示すればよいのではないか。寄附いただいた方にもお伝えすることになる。

委員 乳飲み猫等、対応に緊急を要する場合には、今回の手順書のように助言者を招集して動物保護センター所長が対応を決める手順とは別に考え、速やかに対応可能な登録ボランティアに協力依頼をする。そして、情報については、定期的に公開していくということで異論はないか。

全委員 異論なし。

(3) 問題行動について、助言者として行動学専門家を入れることについて

委員 トレーナーではなく、臨床行動学の専門の獣医師を助言者に入れた方がよいのではないか。投薬が必要になる場合がある。

委員 現時点でのトレーナーの質を考えると、安楽死処置の判断に当たり、助言者にトレーナーを入れる必要はないのではないか。行動学専門の獣医師であれば猫にも対応できるのか。

委員 行動学専門の獣医師であれば犬も猫も対応できる。

委員 現在は行動学専門の獣医師も少ないが、行動学専門の獣医師から学んで県職員を育てるという方法も考えられる。

事務局 現時点では県職員が行動学の知見を身につけるのは難しいが、技術習得は目指していきたい。

委員 獣医師という文言にすると限定的になってしまうが、そもそも行動学の「学」という文言は科学的なものを表すと考えられる。
獣医師という文言は入れずに行動学専門家という文言でよいか。

全委員 よい。

委員 猫は飼い主には馴れているが、他の人には馴れていないことが多く、その中で動物保護センター職員が馴化の努力をしている。よって、職員に任せてもよいと考える。

委員 馴化について科学的根拠を有している人に任せる事案もあれば、行動の改善等、トレーナーに任せてよい事案もあると考える。

議題2 県への報告書策定の方向性について

委員 報告書を県に提出した後、内容について県から検討会に質問は来るのか。

事務局 報告書をもとに県が施策を考えるため、県から検討会に改めて質問することは基本的にはないと考えている。

委員 改訂の余地がある報告書にするのがよいのではないか。譲渡適性等を判断するための手順も柔軟に運用できるものがよいのではないか。常によりよいものに変えていく必要があると考える。また、検討会の委員についてもその都度、専門領域により変わってくると考える。

委員 今回の報告書は他自治体も注目するものになると考える。

委員 譲渡適性等を判断するための手順について、冒頭に理念も書く必要があると考える。

委員 話は別になるが、定期的にボランティア間の報告会をやるとよいと考える。

委員 今回の検討会の内容を事務局に整理してもらい、報告書を策定するということでよいか。

全委員 よい。

委員 以上で本日の議題は全て終了した。今後のスケジュールはどのようになっているか。

事務局 本日の結果をふまえて、最終報告書について各委員に内容確認の上、3月下旬を目処に検討会から県へ最終報告をいただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上